

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則	
..... (医療業務課)	37

告 示

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可 (農業施設管理課)	39
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	39
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	40
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	40
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更予定..... (治山課)	40
○森林法による通知に代える公示..... (治山課)	41
○道路の区域の決定及び供用の開始..... (道路課)	41
○道路の供用の開始..... (道路課)	41
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (砂防災害課)	41
○都市計画事業の事業計画の変更の認可..... (都市環境課)	42

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告..... (石狩教育局)	42
○特定調達契約に係る入札の公告..... (日高教育局)	43

道警察本部告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	45
○特定調達契約に係る入札の公告.....	45

規 則

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成25年 1 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第2号

北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第90号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、医療法（昭和23年法律第205号）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）及び条例において使用する用語の例による。

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第3条 条例第3条第1項第1号の規則で定める数は、病床の種別ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に、当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数を当該病床の利用者の数で除して得た数（その数が0.05以下であるときは零）を乗じて得た数とする。

2 法第7条の2第4項の補正は、条例第3条第1項第1号から第3号までに定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床の数に算定しないこと。

(2) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床の数に算定しないこと。

3 第1項の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被った労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに条例第3項第1項第2号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請があった日前の直近の9月30日における数によるものとする。この場合において、同日において業務が行われなかったときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

4 当該申請に係る病床数についての第1項の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者

の数並びに条例第3条第1項第2号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものの数は、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

（病院の従業者の員数の基準）

第4条 条例第6条第1項並びにこの規則附則第2項から第5項まで及び第7項から第9項までの入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新たに開設する場合又は休止後に再開する場合は、推定数による。

（病院の施設の基準）

第5条 条例第7条第1項第3号の規則で定める基準は、食堂の面積が、内法^{のり}による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上であることとする。

（準用）

第6条 第4条の規定は、条例第8条第1項第1号及び第2号に掲げる事項について準用する。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
（転換病床を有する病院の従業者の員数に関する経過措置）
- 精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換を行おうとして、医療法施行規則第52条第1項の規定により平成24年3月31日までの間にその旨を知事に届け出た場合には、当該病院（当該届出に係る病床（以下この項及び次項において「転換病床」という。）のみを有する病院を含む。）に置くべき看護師及び准看護師の員数は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成30年3月31日までの間に限る。）は、条例第6条第1項第2号の規定にかかわらず、次に掲げる数を合算して得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数とする。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科^{くわう}においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

- 療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を6で除した数
- 転換病床に係る病室の入院患者の数を9で除した数
- 精神病床（転換病床を除く。）及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除した数
- 感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3で除した数

- 前項に規定する病院に置くべき看護補助者の員数は、当該病院の転換が完了するまでの間（平成30年3月31日までの間に限る。）は、条例第6条第1項第3号の規定にかかわらず、療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を6で除した数と転換病床（療養病床に係るものに限る。）に係る病室の入院患者の数を9で除した数に2を乗じて得た数とを合算した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）とする。

（精神病床を有する病院の従業者の員数に関する経過措置）

- 精神病床を有する病院（医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年改正省令」という。）第1条の規定による改正後の医療法施行規則第43条の2に規定するものを除く。）については、当分の間、条例第6条第1項第2号中「歯科衛生士と」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を5で除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を4で除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）から減じた数を看護補助者と」とする。

（療養病床を有する病院の従業者の員数に関する経過措置）

- 療養病床を有する病院であって、平成24年4月1日において健康保険法等の一部を改正する法律第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の指定を受けている同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設（附則第2項に規定する病院であるものを除く。以下「特定介護療養型医療施設」という。）であるもの又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数（以下「看護師等の員数」という。）が条例第6条第1項第2号及び第3号に掲げる数に満たないもの（以下この項において「特定病院」という。）であるものの開設者が、同年6月30日までの間に、医療法施行規則第53条の規定により特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、当該病院に置くべき看護師等の員数は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成30年3月31日までの間は、条例第6条第1項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6で除した数と、精神病

床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4で除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3で除した数とを合算した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。 (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1（旧療養型病床群を有する病院の施設に関する経過措置） 6 平成13年3月1日において医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）第1条の規定による改正前の医療法第7条第1項の開設の許可を受けていた病院の建物（同日前から引き続き存するもの（同日において基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の同法第1条の5第3項に規定する療養型病床群（以下「旧療養型病床群」という。）に係る病床であって、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号。以下「平成10年改正省令」という。）附則第8条の規定の適用によりなお効力を有することとされている平成10年改正省令第3条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令第3号）附則第6条の規定の適用を受けているものを有する病院（同日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、条例第7条第1項第2号から第4号までの規定に適合しないものを、同日以後引き続き病院として使用している場合は、当該規定は、適用しない。 （療養病床を有する診療所の従業者の員数に関する経過措置） 7 療養病床を有する診療所に置くべき看護師等の員数は、当分の間、条例第8条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1（そのうちの1については、看護師又は准看護師）とする。 8 療養病床を有する診療所であって、平成24年4月1日において特定介護療養型医療施設であるもの又は看護師等の員数が条例第8条第1項第1号及び第2号に掲げる数に満たないもの（以下この項において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、同年6月30日までの間に、医療法施行規則第54条の規定により特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事（その開設地が保健所を設置する市である場合においては、当該保健所を設置する市の市長。次項において同じ。）に届け出た場合には、当該診療所に置くべき看護師等の員数は、施行日から平成30年3月31日までの間は、条例第8条第1項第1号及び第2号並びに前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。 (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すご	とに1 (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1 9 前項に規定するもののほか、療養病床を有する診療所であって、平成24年4月1日において特定介護療養型医療施設であるもの又は看護師等の員数が附則第7項の規定により算定した数に満たないもの（以下この項において「特定診療所」という。）であるものの開設者が、同年6月30日までの間に、医療法施行規則第55条の規定により特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、当該診療所に置くべき看護師等の員数は、施行日から平成30年3月31日までの間は、同項の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1（そのうちの1については、看護師又は准看護師）とする。 （旧療養型病床群を有する診療所の施設に関する経過措置） 10 平成13年3月1日において開設されていた診療所の建物（同日前から引き続き存するもの（同日において基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧療養型病床群に係る病床であって、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の平成10年改正省令附則第6条の規定の適用を受けているものを有する診療所（同日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、条例第9条第1項の規定に適合しないものを、同日以後引き続き診療所として使用している場合は、同項の規定は、適用しない。				
平成25年1月22日（火曜日）	<table><tr><th data-bbox="1148 895 1721 970">告</th><th data-bbox="1721 895 2132 970">示</th></tr><tr><td data-bbox="1148 970 1721 1495"> 北海道告示第29号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、栗山土地改良区が管理する鳩山ため池に係る管理規程の変更を認可した。 平成25年1月22日 北海道知事 高 橋 はるみ 認可した管理規程の概要 鳩山ため池の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。 </td><td data-bbox="1721 970 2132 1495"> 北海道告示第30号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（筑北地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成25年1月23日から20日間、一 </td></tr></table>	告	示	北海道告示第29号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、栗山土地改良区が管理する鳩山ため池に係る管理規程の変更を認可した。 平成25年1月22日 北海道知事 高 橋 はるみ 認可した管理規程の概要 鳩山ため池の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。	北海道告示第30号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（筑北地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成25年1月23日から20日間、一
告	示				
北海道告示第29号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、栗山土地改良区が管理する鳩山ため池に係る管理規程の変更を認可した。 平成25年1月22日 北海道知事 高 橋 はるみ 認可した管理規程の概要 鳩山ため池の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。	北海道告示第30号 土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（筑北地区経営体育成基盤整備〔面的集積型〕（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。 その関係書類は、北海道空知総合振興局に備え置いて、平成25年1月23日から20日間、一				

般の縦覧に供する。

平成25年 1 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第31号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年 1 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 岩見沢市朝日町114・166の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、166の1
- 2 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- 3 指 定 施 業 要 件
 - (1) 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び岩見沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第32号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年 1 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 稚内市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵^{かん}養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 稚内市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び稚内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第33号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成25年 1 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 奥尻郡奥尻町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
 - ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 奥尻郡奥尻町・瀬棚郡せたな町（以上2町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第34号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を日高町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成24年北海道告示第709号のとおりである。

平成25年 1 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

沙流郡日高町字庫富159の4 所在の森林について所有権を有する 藤高 亮

北海道告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により道路の区域を次のとおり決定し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道十勝総合振興局帯広建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年 1 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

1	道路の種類	道道			
2	路 線 名	鹿追糠平線			
3	道路の区域				
	区 間	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	
	河東郡鹿追町国有林十勝西部森林管理署 東大雪支署2174林班ろ小班地先から	13.78mから	483.13m	—	
	同郡上士幌町国有林十勝西部森林管理署 東大雪支署2176林班ろ小班地先まで	22.56mまで			

北海道告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年 1 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 赤川函館線	函館市赤川町234番1地先から	平成25. 1.30
北海道渡島総合振興局	同市赤川町228番10地先まで	
函館建設管理部		
道道 上川停車場線	上川郡上川町南町109番2地先から	平成25. 1.22
北海道上川総合振興局	同郡上川町川端町38番11地先まで	
旭川建設管理部		

北海道告示第37号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年 1 月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽塩谷1丁目2（Ⅰ－1－14－551）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市塩谷1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
小樽入船3丁目3（Ⅰ－1－160－697）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
小樽市入船3丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第38号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成25年1月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | |
|-------------------|---|
| 1(1) 施 行 者 の 名 称 | 札幌市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 札幌圏都市計画道路事業（3・4・54号宮の森・北24条通及び3・3・6号西5丁目・樽川通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成14年7月30日から平成28年3月31日まで |
| (4) 事業地（収用の部分） | 変更なし |
| 2(1) 施 行 者 の 名 称 | 札幌市 |
| (2) 都市計画事業の種類及び名称 | 札幌圏都市計画道路事業（3・4・57号手稲左股通） |
| (3) 事業施行期間 | 平成12年4月28日から平成29年3月31日まで |
| (4) 事業地（収用の部分） | 変更なし |

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁石狩教育局告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年1月22日

北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦

1 入札に付する事項

- | | |
|--|---------|
| (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの基本料金の単価及び1枚当たりの単価）及び数量 | |
| ア 道立学校複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）（A地区） | 13台分 一式 |
| イ 道立学校複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）（B地区） | 13台分 一式 |
| ウ 道立学校複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）（C地区） | 14台分 一式 |
| エ 道立学校複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）（D地区） | 12台分 一式 |
| オ 道立学校複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）（E地区） | 14台分 一式 |
- アからオまでの入札については、それぞれの入札とする。

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- | | |
|--|--|
| (1) 平成23年北海道告示第7号又は平成24年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借（複写機）の資格を有すること。 | |
| (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 | |
| (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 | |
| (4) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを明らかにした者であること。 | |
| (5) 当該調達をする物品等に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを明らかにした者であること。 | |

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成25年1月22日から同年2月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道教育庁石狩教育局企画総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁石狩教育局企画総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎7階共用A会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課）
- (2) 入札日時 平成25年3月5日（火） 午前10時30分（送付による場合は、同月4日午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁石狩教育局のホームページ（<http://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ikk>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（調達台数の1月当たりの入札金額（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定枚数を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8549 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011-204-5870

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Lease of 13 copy machines 1 set
- b Lease of 13 copy machines 1 set
- c Lease of 14 copy machines 1 set
- d Lease of 12 copy machines 1 set
- e Lease of 14 copy machines 1 set
(Maintenance services and consumable supply included, except paper)

B Bid tendering date and time : 10 : 30 A.M., March 5, 2013

(If Mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 4, 2013)

C Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Ishikari District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education Kita 3-jo, Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060-8549 Japan

Phone : 011-204-5870

北海道教育庁日高教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年1月22日

北海道教育庁日高教育局長 田 中 秀 俊

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1台分に係る1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

ア 道立学校複写機等の賃貸借（西部地区）6台分 一式（1台当たりの1月の複写予定枚数 5,200枚）

イ 道立学校複写機等の賃貸借（東部地区）7台分 一式（1台当たりの1月の複写予定枚数 7,100枚）

ウ 日高教育局複写機等の賃貸借 1台分 一式（1月の複写予定枚数 41,000枚）

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- (3) 契約期間 平成25年4月1日から平成30年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成23年度北海道告示第7号又は平成24年度北海道告示第9号に規定する物品の賃貸

- 借（複写機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 平成25年1月22日（火）から同年2月25日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号
北海道教育庁日高教育局企画総務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁日高教育局企画総務課
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高合同庁舎201号会議室
- (2) 入札日時
- ア 1の(1)のア 平成25年3月4日（月） 午前10時
- イ 1の(1)のイ 平成25年3月4日（月） 午前10時30分
- ウ 1の(1)のウ 平成25年3月4日（月） 午前11時
（送付による場合は、同年3月1日（金）までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金

- 平成16年北海道告示448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道教育庁日高教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hdk/>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
- 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
- 落札決定に当たっては、入札書記載のすべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（1台分に係る1月当たりの基本料金及び各入札金額（単価）にそれぞれの予定枚数を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。
- なお、1枚当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）を用いても差し支えない。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
- 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
- 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁日高教育局企画総務課
- (2) 所在地 郵便番号 057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号
電話番号 0146-22-9482
- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured :
- a Lease of 6 copy machines 1 set
- b Lease of 7 copy machines 1 set
- c Lease of 1 copy machines 1 set

B Bid tendering date and time : a 10 : 00 A.M., March 4, 2013 b 10 : 30 A.M., March 4, 2013 c 11 : 00 A.M., March 4, 2013 (If mailed, bids must arrive no later than March 1, 2013) C Contact : General Affairs Department, Hidaka District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Sakaeoka-higashi-dori 56, Urakawa-cho, Urakawa-gun, Hokkaido 057-8558 Japan Phone : 0146-22-9482	る社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)に、道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の8第3項第2号イからへまでのいずれかに該当する者のいないこと。 3 資格審査の申請の時期及び方法 (1) 申請の時期 資格審査の申請は、平成25年1月22日から同年2月5日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。 (2) 申請の方法 資格審査の申請は、次に掲げる提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。 ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部会計課 イ 提出先の所在地 札幌市中央区北2条西7丁目 4 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のア、ウ、エ及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(1)による。
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第17号 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成25年1月22日 北海道警察本部長 園 田 一 裕 1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成24年度において北海道警察が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成25年1月22日に一般競争入札の公告を行う自動車保管場所データ入力業務 (2) 資 格 自動車保管場所データ入力業務委託の資格(以下「資格」という。) (3) 特定役務の種類 自動車保管場所データ入力業務 2 資 格 要 件 平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)、(5)から(8)によるほか、次による。 (1) 法人であること。 (2) 自動車保管場所データ入力業務を適正に履行する能力を有すること。 (3) 自動車保管場所データ入力の指示を受けた当日に業務を完了できる組織、体制を有していること。 (4) 法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行す	北海道警察本部告示第18号 次のとおり、一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年1月22日 北海道警察本部長 園 田 一 裕 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする特定役務の名称(1件当たりの単価)及び調達予定数量 ア 自動車保管場所データ入力業務 イ 年間委託予定件数 322,128件 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで (4) 履 行 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 平成25年北海道警察本部告示第17号に規定する自動車保管場所データ入力業務委託の資格を有すること。 3 契約条項を示す場所 北海道警察本部総務部会計課 4 入札執行の場所及び日時

10 Summary

- A The nature of the services to be procured : Database input of data on vehicle parking space
- B Bid tendering date and time 11 : 00A.M., March 6, 2013
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 5, 2013)
- C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo, Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520
Phone : 011-251-0110 Extension 2239

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部会計課)
- (2) 入 札 日 時 平成25年3月6日午前11時(送付による場合は、同月5日午後5時まで)に必着)
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 3に同じ。
 - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
 また、北海道警察のホームページ(<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>)においてダウンロードすることができる(自動車保管場所データ入力業務処理要領(以下「業務処理要領」という。))を除く。)
 業務処理要領は、(1)の場所で交付する。
- 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。
 北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1件当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1件当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
- 8 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 9 そ の 他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)及び(11)から(13)までによるほか、次による。
 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
 - (2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目